

保護者の皆様へ 令和4年度 花巻市利用者負担額（保育料）について

参 考

利用者負担額（以下「保育料」という）は保育施設に入所している児童と同じ世帯（生計が一緒）の父母や父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税課税額の合計額で算定します。算定の基準はつぎのとおりです。9月からの保育料は、8月以降に通知いたします。

- ・4月～8月分の保育料 … 「令和3年度市町村民税課税額」
- ・9月～3月分の保育料 … 「令和4年度市町村民税課税額」

2号認定（3歳児以上）及び3号認定（3歳児未満）の非課税世帯は、無償化

◆世帯の合計税額による保育料の基準額表（単位：円）

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料（月 額）	
階層区分	定 義		3号認定（3歳児未満）	
			標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
	ひとり親・障がい児（者）世帯		0	0
C1	市町村民税均等割のみの世帯		13,000	12,800
	ひとり親・障がい児（者）世帯		6,000	5,900
C2	市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	17,000	16,800
	ひとり親・障がい児（者）世帯		7,000	7,000
D1*	市町村民税所得割課税額	57,700 円未満	21,000	20,600
	ひとり親・障がい児（者）世帯		7,000	7,000
D1	市町村民税所得割課税額	72,100 円未満	21,000	20,600
	ひとり親・障がい児（者）世帯		7,000	7,000
D2*	市町村民税所得割課税額	77,101 円未満	25,000	24,600
	ひとり親・障がい児（者）世帯		7,000	7,000
D2	市町村民税 所得割課税額	77,101 円以上 97,000 円未満	25,000	24,600
D3		97,000 円以上 109,800 円未満	27,000	26,400
D4		109,800 円以上 133,900 円未満	32,000	31,400
D5		133,900 円以上 169,000 円未満	37,000	36,400
D6		169,000 円以上 198,000 円未満	42,000	41,100
D7		198,000 円以上 274,900 円未満	47,000	46,100
D8		274,900 円以上 301,000 円未満	49,000	48,100
D9		301,000 円以上 325,000 円未満	51,000	49,800
D10		325,000 円以上 397,000 円未満	53,000	51,800
D11		397,000 円以上	69,000	67,400

備考

- 1 年度の初日の前日における満年齢が2歳の子どもに係る保育料は、その年度中は3号認定の額が適用となります。
- 2 市町村民税の額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・寄付金控除等の税額控除を差し引く前の金額になります。
- 3 平成30年度から政令指定都市の市民税の税率が6%から8%へ変更となりましたが、保育料は従来の税率（6%）で計算した税額を用いて算定いたします。
- 4 税額を証明する書類が提出されず課税額が確認できない場合は、暫定保育料として最高額の保育料を負担していただきます。

## ■ひとり親世帯・障がい児（者）のいる世帯の保育料の軽減について

保育園に入所しているお子さんの世帯がひとり親世帯（※①）または、障がい児（者）のいる世帯（※②）で、保育料基準額表の「B階層」「C1階層」「C2階層」「D1\*階層」「D1階層」「D2\*階層」に認定された世帯の保育料は、それぞれ基準額表の下段の金額とします。

※注釈

- ①「ひとり親世帯」… 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現在、児童を扶養している人の世帯
- ②「障がい児（者）のいる世帯」… 次に掲げる者を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象者、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

## ■保育料多子軽減について

階層ごとの軽減内容は次の表のとおりです。

階層	軽減内容
B・C1	兄・姉の年齢を問わず（※1）第2子以降は0円
C2・D1*	兄・姉の年齢を問わず（※1）第2子は半額、第3子以降は0円
C2・D1* ひとり親・障がい児（者）世帯	兄・姉の年齢を問わず（※1）第2子以降は0円
D1・D2*	小学校就学前の範囲において、保育施設等（※2）を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円
D1・D2* ひとり親・障がい児（者）世帯	兄・姉の年齢を問わず（※1）第2子以降は0円
D2～D11	小学校就学前の範囲において、保育施設等（※2）を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円

※1 生計を一にしていることが条件です。なお、生計を一にしている兄・姉がいて住所が異なる場合、「多子軽減届」により保育料が軽減される場合がありますので、下記担当までお問い合わせください。

※2 軽減の対象になるのは小学校就学前児童で保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所又は地域型保育事業、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業を利用している児童です。利用状況を確認するため、「在園（籍）証明書」の提出をお願いする場合があります。

## ■所得の激減や災害等で損失がある場合の保育料の減免について

失業や災害、疾病など特別な事情により生活の維持が著しく困難な児童の保護者の方には、保育料の軽減を目的とした減免制度があります。ただし、収入状況などにより減免を受けられない場合がありますので、詳しくはこども課保育管理係までお問い合わせください。

## ■月途中での入所や退所の場合の保育料について

月途中での入退所の場合は、当該月の保育料を日割り計算し、お支払いいただきます。なお、月途中での入退所以外の場合、毎月初日に在籍している方は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。欠席分の日割り計算は行っておりません。

## ■督促状と督促手数料について

保育料が納期限を過ぎてても未納の場合は、督促状を送付します。督促状が発せられた場合は督促手数料（100円）が発生しますのでご注意ください。

問い合わせ 花巻市教育委員会教育部こども課保育管理係  
（電話 0198-41-3150）